

2021年（令和2年）第7回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）6月14日（月）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）6月16日（水）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）6月30日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 東棟3階 304会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 非農地判断について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
議案第9号 現地等の現況に係る照会に対する回答について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 河村 昇
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員
8番 小林 輝仁
以上1名
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 裕美
神辺出張所	杉原 信広	沼隈出張所	神原希代子
農林水産振 興担当部長	佐藤 展好		以上9名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第7回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、報道が1名おいでになられています。</p> <p>会議は、法律で公開ということになっていますが、写真に写りたくないという委員の方がおられますか？</p> <p>それでは、写真については、会議が始まってから、議題の審議に入るまでの間をお願いします。</p> <p>それでは、谷邊会長、会議の進行をお願いします。</p>
会長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会長	<p>総会を始める前に、農林水産振興担当部長から、15分程度話をする時間が欲しいという依頼がありました。</p> <p>お受けしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>— 委員承認 —</p>
部長	<p>— 部長講和 —</p>
会長	<p>先ほど、農林水産振興担当部長からお話がありましたが、担い手の高齢化が進む中で、遊休農地の発生を防止し、後継者のいない農地を集約して新たな担い手に委ねていくという我々農業委員と農地利用最適化推進委員の役割が益々重要になってきています。</p> <p>5月に新たなメンバーで農業委員会がスタートしました。</p> <p>今後3年間の任期において、本委員会は、農地のマッチングに重点を置いて活動していきたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>— 委員承認 —</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち、出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の</p>

	<p>過半が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。議席番号4番野田幸男委員と議席番号13番山本明委員にお願いします。</p>
議長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第7回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>追加議案第9号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に議案書の表紙の日時欄6月30日（月）を6月30日（水）に訂正。</p> <p>次に次第の4議事の項に「（追加）議案第9号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。</p> <p>次に議案書（別冊）1ページ4番の現況地目欄「休耕」を「田」に訂正。</p> <p>次に9ページの3番の施設欄「駐車場」を「駐車場及び農機具置き場」に訂正。</p> <p>次に17ページ45番が取下げ。</p> <p>次に26ページ42番が取下げ。</p> <p>次に27ページ51番の経営面積欄「1,460」を「0」に訂正。</p> <p>次に29ページ64番から67番と32ページ87番の借受人欄の「世良郡」を「世羅郡」に訂正。</p> <p>次に37ページの合計欄「田 102,016」を「田 102,016.43」に、「畑 52筆 45,170」を「畑 51筆 43,357」に、「計 191筆 147,186」を「計 190筆 145,373.43」に訂正。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、6月24日の午前8時55分からの現地調査に続き、午前1</p>

佐藤	<p>1時30分から市役所 東棟3階 305会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号4件、議案第4号1件、議案第5号6件、合計15件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番と2番は関連案件です。受人と渡人は、70年前交換済でしたが未登記のため今回申請したものです。</p> <p>場所は春日小学校から北東360mです。</p> <p>3番は、千田町の受人が同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。場所は千田小学校から東へ1,030mです。</p> <p>4番は、加茂町の受人が御幸町の渡人から、期間を定めない使用貸借して、経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は御幸小学校西北600mです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、6月25日の午前11時40分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 東棟3階 304会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号9件、議案第4号4件、議案第6号42件、議案第7号1件、議案第8号1件、合計63件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から8番について報告します。</p> <p>5番と6番は関連案件です。</p> <p>佐波町の受人が、渡人2人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>7番は、芦田町の受人が、新涯町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は、内海町の受人が、広島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、6月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名の出席により、議案第1号4件、議案第3号5件、議案第4号3件、議案第6号19件、合計31件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から12番について報告します。</p> <p>9番は、本郷町の受人が、同居の父親である渡人から生前贈与を受けるもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番は、藤江町の受人が、金江町の渡人から、利用権設定で借受けている土地の、所有権を取得するもので、引き続き野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>12番は、金江町の受人が、尾道市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、6月24日の午前9時00分からと6月25日の午前10時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち7名の出席により、議案第1号9件、議案第2号8件、議案第3号23件、議案第4号1件、議案第6号47件の合計88件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの13番から5ページの21番について報告をします。</p> <p>13番は、芦田町の譲受人が、春日町五丁目の譲渡しから申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番と15番は関連案件で、芦田町の譲受人或いは借受人が、14番で同町の譲渡人 外1人から申請地を譲受け、15番で使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。</p> <p>16番は、芦田町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、</p>

	<p>譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>17番と18番は関連案件で、加茂町の借受人が、使用貸借権を設定して、17番で三次市の貸出人と、18番で加茂町の貸出人からそれぞれ申請地を借受け、水稲及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>19番は、駅家町の譲受人が、東京都小金井市の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜及び果樹を栽培するものです。</p> <p>20番は、松浜町一丁目の譲受人が、東京都世田谷区の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜及び果樹を栽培するものです。</p> <p>21番は、芦田町の譲渡人が、同居する息子である譲受人に、申請地を持分贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、6月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号5件、議案第6号8件、議案第7号1件、議案第8号1件、議案第9号1件、の合計22件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ22番から6ページ25番について報告します。</p> <p>22番は、三谷の譲受人が、自宅に近い三谷の畑1筆1,067㎡について、労力不足となった三谷の譲渡人から贈与により譲り受け、季節野菜の栽培をするものです。</p> <p>23番と24番は関連案件です。</p> <p>上竹田の受人が、23番では、三原市の譲渡人が、遠方居住かつ高齢で労力不足となったため、上竹田の畑1筆456㎡を譲り受けて、24番では、上竹田の貸人が、労力不足となったため、上竹田の田1筆547㎡に3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、それぞれ季節野菜、水稲の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>25番は、高齢で労力不足となった道上の譲渡人から下竹田の譲受人が、自宅隣地にある下竹田の田1筆420㎡を譲り受けて、畑として耕作し、野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野 田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、笠岡市の申請人が、申請地に売電用太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、JR備後赤坂駅の西、約900メートルです。</p> <p>2番は、沼隈町の申請人が、申請地に住宅3棟を建築するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は、天神山下交差点の北西、約950メートルです。</p> <p>なお、1番の 2065-1 , 2065-3 は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外済です。</p>

<p>議 長</p>	<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>委 員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊7ページの3番から8ページの10番について報告します。</p> <p>3番は、東京都大田区の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の北西、約500メートルのところですか。</p> <p>4番は、駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の北西、約550メートルのところですか。</p> <p>5番は、駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家西小学校の南西、約450メートルのところですか。</p> <p>6番は、駅家町の申請人が、申請地を進入路及び露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家西小学校の西、約800メートルのところですか。</p> <p>7番は、大阪市住之江区の申請人が、申請地を貸露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家中学校の東、約70メートルのところですか。</p> <p>本案件は、既に一部駐車場として利用されておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>8番は、駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家西小学校の北、約400メートルのところですか。</p> <p>9番は、新市町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、常金丸保育所の南、約600メートルのところですか。</p> <p>10番は、新市町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、常金丸保育所の南、約600メートルのところですか。</p> <p>なお、4番と5番、7番から10番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外済みであります。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、遠方に居住し、高齢となり農業後継者のいない東京都町田市の申請人が、東中条の田1筆703㎡について、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>12番は、高齢で労力不足となり、農業後継者のいない東中条の申請人が、東中条の畑1筆390㎡について、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>なお、11番と12番については、いずれも農振農用地区域内の農用地でありましたが、農振除外の手続は済んでいます。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番から4番について報告します。 1番は、4条省略2名を含む春日町の3名の受人が、申請地を使用貸借して、賃貸住宅を整備するものです。場所は、春日小学校の南西、300メートルです。 2番は、府中市の受人が、千田町の渡人から申請地を譲り受け、進入路として整備するものです。場所は千田小学校の東1、030メートルです。 3番は、千田町の受人が、2番と同じ渡人から、2番と隣接する申請地を譲り受け、駐車場を整備するものです。 なお2番と3番は顛末書が添付されております。 4番は、南蔵王町の受人が御幸町の渡人から譲り受け、事業拡大のため露天駐車場及び農機具置き場として整備するものです。 場所は、中国中央病院から南西640mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5番から13番について報告します。 5番は、南手城町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、瀬戸コミュニティセンターの北、約300メートルです。 6番と7番は関連案件です。 北本庄の法人が、瀬戸町の渡人2人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約800メートルです。

<p>議 長</p> <p>委 員 7 番 岡本</p>	<p>8 番は、瀬戸町の法人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して 申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約300メートルです。</p> <p>9 番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の西、約200メートルです。</p> <p>10 番は、山手町の受人が、津之郷町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの南東約400メートルです。</p> <p>11 番は、赤坂町の法人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、市立福山高校の東、約100メートルです。</p> <p>12 番は、赤坂町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、 露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、JR備後赤坂駅の南、約150メートルです。</p> <p>13 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、 進入路として整備するものです。</p> <p>場所は、能登原小学校の北、約1,500メートルです。</p> <p>なお、5番から8番まで、及び12番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、14番から18番について報告します。</p> <p>14番は、水呑町の受人が、本郷町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅1棟を建築するものです。場所は、本郷小学校から南東へ約530メートルのところです。</p> <p>15番は、本郷町の法人が、瀬戸町の渡人と使用貸借権を設定し、露天駐車場を設置するものです。場所は、須方池から西へ約370メートルのところ です。</p> <p>16番は、花園町二丁目の法人が、神村町の渡人と賃借権を設定し、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永小学校から、南へ約260メートルのところ です。</p>
--------------------------------------	---

	<p>17番は、神村町の受人が、同町の渡人と賃借権を設定して、露天資材置場を設置するものです。場所は、松永小学校から南へ、約260メートルのところです。</p> <p>18番は、金江町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅一棟を建築するものです。場所は、新池から東へ約940メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊12ページの19番から16ページの41番について報告します。</p> <p>19番は、御幸町の借受人である法人が、令和5年4月30日までの期間の賃借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、国道逆瀬川駅家線の道路外災害復旧工事に伴う、仮設現場事務所及び露天資材置場として一時転用して利用し、工事終了後は、農地に復元するものです。</p> <p>場所は、服部公民館の南、約700メートルのところです。</p> <p>なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>20番は、駅家町の譲受人である法人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、服部南保育所の南西、約1.2キロメートルのところです。</p> <p>なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>21番と22番は関連案件で、新市町の譲受人である法人が、21番で神辺町の譲渡人と、22番で駅家町の譲渡人からそれぞれ申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の南、約30メートルのところです。</p> <p>23番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、宅地を拡張して利用するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の北、約250メートルのところです。</p> <p>24番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の北、約300メートルのところです。</p> <p>25番から27番は関連案件で、御幸町の借受人である法人が、申請地に賃借人を設定して、25番で東深津町七丁目の貸出人 外1人と、26番で</p>

駅家町の貸出人と、27番で同町の貸出人 外1人からそれぞれ申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の東、約600メートルのところですか。

28番は、駅家町の譲受人である法人が、横浜市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家西小学校の南西、約450メートルのところですか。

29番と30番は関連案件で、駅家町の不動産を営む譲受人或いは借受人が、29番で愛知県尾張旭市の譲渡人から申請地を譲受け、30番で申請地に賃借権を設定して、駅家町の貸出人から借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の西、約5メートルのところですか。

31番から33番は関連案件で、駅家町の譲受人である法人が、31番で城見町二丁目の譲渡人と、32番と33番でいずれも駅家町の譲渡人からそれぞれ申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の西、約450メートルのところですか。

34番と35番は関連案件で、駅家町の譲受人である法人が、34番で東京都港区の譲渡人と、35番で駅家町の譲渡人からそれぞれ申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の西、約500メートルのところですか。

36番は、若松町の借受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家西小学校の北、約300メートルのところですか。

37番は、駅家町の譲受人が、千葉県印西市の譲渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、駅家中学校の西、約200メートルのところですか。

38番は、明神町二丁目の譲渡人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の西、約100メートルのところですか。

39番は、神辺町の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、宜山小学校の北西、約40メートルのところですか。

40番は、新市町の借受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、きのこ栽培用施設として整備するものです。

場所は、網引小学校の北、約600メートルのところですか。

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

	<p>41番は、新市町の譲受人である法人が、三吉町四丁目の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、新市小学校の南西、約1キロメートルのところです。</p> <p>19番から40番は、農振農用地区域内の農地のため、19番から39番は農振除外済みで、40番は用途区分変更済みであります。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」16ページ42番から17ページ47番について報告します。</p> <p>42番と43番は関連案件です。</p> <p>十三軒屋で建設業を営む法人が、隣接している徳田の42番の田1筆807㎡と43番の田1筆1,421㎡を譲り受けて、合計2筆2,228㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>44番は、松永町で土木工事業を営む法人が湯野の田1筆1,727㎡を賃借権で借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>46番と47番は関連案件です。</p> <p>久松台で土木建設業を営む法人が、隣接する上御領の46番の畑1筆180㎡と47番の畑1筆191㎡を譲り受けて、合計2筆371㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>なお、42番から44番、46番と47番については、いずれも農振農用地区域内の農用地でありましたが、農振除外の手続きは済んでいます。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の15番は、昭和52年度から昭和59年度にかけて本郷地区として実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。</p> <p>6番から8番は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公</p>

	<p>共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であると認められるため第2種農地として判断されます。</p> <p>また、42番と43番はJR福塩線湯田村駅から、44番は井原鉄道井原線湯野駅から、46番と47番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>12番はJR山陽本線備後赤坂駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「15番」は第1種農地のため、「25番から27番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「15番」と「25番から27番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の「15番」と「25番から27番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p>

	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、川口町の申請人が、1973年（昭和48年）から、道路として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、川口小学校から南東400mです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番から5番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の申請人が、昭和57年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、瀬戸公民館の西、約600メートルです。</p> <p>なお、本件は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>3番は、沼隈町の申請人が、昭和26年4月から住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、天神山下交差点の北、約280メートルです。</p> <p>4番は、若松町の相続財産管理人からの申請です。</p> <p>平成元年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、水呑小学校の北西、約1,400メートルです。</p> <p>5番は、内海町の申請人が、平成12年頃からブルーシートとセメントブロックで覆い、一部を進入路として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、内海ふれあいホールの南、約1,000メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の6番から8番について報告します。</p> <p>6番は、本郷町の申請人が、昭和40年頃から住宅敷地として利用されていたものです。</p> <p>場所は、二ツ池から、北へ約180メートルのところですか。</p>

	<p>7番は、神村町の申請人が、昭和42年頃から倉庫敷地として利用されていたものです。</p> <p>場所は、松永高校から、北東へ約750メートルのところです。</p> <p>8番は、神村町の申請人が、昭和46年頃から住宅敷地として利用されていたものです。</p> <p>場所は、神村小学校から、南東へ約480メートルのところです。</p> <p>なお、いずれも農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊18ページの9番について報告します。</p> <p>9番は、駅家町の申請人が、平成12年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。</p> <p>場所は、服部公民館の北西、約1.5キロメートルのところです。</p> <p>なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>

議 長	次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第5号「非農地判断について」の1番から6番について報告します。 1番から6番はまとまった場所で千田小学校から南へ500mの位置になります。 農地パトロールで複数年（2014年度（平成26年度）から）にわたってB分類の土地で、山林状態です。農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	非農地判断は、農地パトロール等により再生利用が困難と判定した土地について、農地に該当するか否かの判断を行うものです。 非農地と判断された対象地は、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関に非農地となった旨を通知するとともに、農地台帳からは削除することとなります。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定することに決定します。
議 長	次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番から41番まで、及び43番について報告します。</p> <p>合計で、42件、69筆、面積 43, 113. 43平方メートルです。</p> <p>地目別では、 田：60筆：34, 155. 43平方メートル、 畑： 9筆： 8, 958平方メートルです。</p> <p>新規・更新の別では、 新規分 35件、57筆、35, 817. 43平方メートル 更新分 7件、12筆、7, 296平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の44番から62番について報告します。</p> <p>合計で、19件、29筆、面積 16, 159㎡です。</p> <p>地目別では、田：29筆、16, 159㎡、 畑は、ありません。</p> <p>新規・更新の別では、新規分18件、28筆、15, 659㎡と更新分が1件、1筆、500㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊29ページの63番から35ページの109番について報告します。</p> <p>全体で、件数47件、筆数76筆、面積69, 885平方メートルです。</p> <p>内訳は、新規分が、件数24件、筆数35筆、 面積33, 256平方メートル、更新分が、件数23件、筆数41筆、面積36, 629平方メートルとなっております。</p> <p>地目別では、田が、34筆、35, 486平方メートルで、畑が、42筆、</p>

<p>議 長</p>	<p>34, 399平方メートルです。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 13番 山本</p>	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」36ページ110番から37ページ117番について報告します。</p> <p>合計で、8件、16筆、面積1万6,216㎡です。</p> <p>登記地目別は、全て田で、利用目的別では、6件が田で水稻、2件が畑で野菜・果樹です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分4件8,879㎡、更新分4件7,337㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の20ページから37ページに116件の案件を上程しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件は、29ページ68番、30ページ77番と78番、31ページ81番から85番であり、それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。</p> <p>また、36ページ112番は「新規就農促進措置」によるもので、経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、9月30日を締切りとして、116件、190筆、145,373.43平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>

議 長	<p>これより質疑に入りますが、20ページ「1番」は實諸孝也) 委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>(實諸孝也委員が退席)</p>
議 長	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>採決が終わりましたので、實諸孝也委員はご着席ください。</p>
議 長	<p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の1番について報告します。</p> <p>農地中間管理機構が、引野町の貸付人から、使用貸借による農地 中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の38ページ2番につ</p>

山本	<p>いて報告します。</p> <p>貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるもので、内訳は、件数1件、筆数1筆、使用貸借によるもので、面積は2,161㎡で、地目は田です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第7号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>2件、2筆、3,338平方メートルの申し出がありました。</p> <p>利用権を設定する期間は、令和3年8月1日から令和13年12月31日までです。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>

委員 4番 野田	議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の1番については、計画案に意見、異議等はありません。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の39ページ2番について報告します。 2番は、川南の借受人が農地中間管理機構を通じて使用貸借権で対象農地を借り受けて、くわいの栽培をする計画です。計画案に意見、異議はありません。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第8号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。 農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。 利用権の期限は県の公告日の翌日から令和13年12月31日までとなります。 以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第8号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第8号は意見・異議がないことを福山市へ回答

議 長	<p>します。</p> <p>次に，追加議案第9号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>追加議案第9号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。</p> <p>1番は，広島法務局福山支局より，6月16日付けで，湯野の畑1筆218㎡について，照会があったものです。</p> <p>現地調査をしたところ，現地は山の斜面中腹にあり，道路からの高低差のある場所で，対象地への里道も急で狭く，水利もないことから，農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため，非農地として妥当と判断するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第9号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第9号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に，報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の40ページから43ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，16件を事務局長専決で受理しました。</p>

	<p>次に、44ページと45ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、46ページから54ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条13件、5条55件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、55ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、いずれも農業用倉庫あることを確認しました。</p> <p>次に、56ページから58ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が10件ありました。</p> <p>次に、59ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から1件、広島法務局福山支局から1件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、60ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年(令和3年)第7回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は7月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時00分閉会